

【訪問看護利用料金表】

訪問看護ステーション鬼石

令和6年6月1日改定

★…新設または料金改定

【基本訪問看護費】		
◎看護師による訪問看護費		(訪問看護) (予防訪問看護)
訪問看護Ⅰ 1 (20分未満)	★314 単位	★303 単位
訪問看護Ⅰ 2 (30分未満)	★471 単位	★451 単位
訪問看護Ⅰ 3 (30分以上60分未満)	★823 単位	★794 単位
訪問看護Ⅰ 4 (60分以上90分未満)	★1128 単位	★1090 単位
※准看護師の場合は 単位数×90/100		
◎理学療法士、作業療法士等による訪問看護費		(訪問看護) (予防訪問看護)
訪問看護Ⅰ 5 (20分)	★294 単位	★284 単位
訪問看護Ⅰ 5 2 超え(60分)	単位数×90/100	予防は、50/100
【加算】		
サービス提供体制加算(Ⅰ)	1回につき	6 単位
初回加算(Ⅰ)★	初回のみ(退院日の訪問)	350 単位
初回加算(Ⅱ)★	初回のみ(退院日翌日以降の訪問)	300 単位
退院時共同指導加算	1回につき	600 単位
専門管理加算★	1月につき	250 単位
特別管理加算(Ⅰ)	1ヶ月につき	500 単位
特別管理加算(Ⅱ)	1ヶ月につき	250 単位
長時間訪問看護加算	1時間30分以上	300 単位
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)★	1月につき	600 単位
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)★	1月につき	574 単位
口腔連携強化加算★	1月につき	50 単位
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満	254 単位
	30分以上	402 単位
ターミナルケア加算	該当した場合のみ	★2500 単位
【減算】		
利用開始月から12月超えた場合の訪問看護費(予防訪問看護) 1回につき5単位減算(*)		
リハビリスタッフによる訪問看護の減算★	(訪問看護)	1回につき8 単位
	(予防訪問看護) 利用開始月から12月超えた場合	
	①(*)の減算を算定している場合…1回につき15単位減算	
②(*)の減算を算定していない場合…1回につき5単位減算		
*1単位=10円		

介護保険

非課税

【基本訪問看護費】			非課税
訪問看護基本療養費（Ⅰ） （看護師の場合）	週3日目まで 1日につき	5,550 円	
	週4日目以降 1日につき	6,550 円	
訪問看護基本療養費（Ⅰ） （准看護師の場合）	週3日目まで 1日につき	5,050 円	
	週4日目以降 1日につき	6,050 円	
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	外泊時（入院中1回）	8,500 円	
訪問看護管理療養費	月の初日	7,440 円	
訪問看護管理療養費1★	月の2日目以降 1日につき	3,000 円	
訪問看護管理療養費2★	月の2日目以降 1日につき	2,500 円	
【加算】			
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回に限り	8,000 円	
退院支援指導加算	退院日の訪問	6,000 円	
難病等複数回訪問看護加算	1日に2回訪問した場合	4,500 円	
	1日に3回訪問した場合	8,000 円	
長時間訪問看護加算	90分を越えた場合（週に1回まで）	5,200 円	
複数名訪問看護加算	看護師の場合（週に1日）	4,500 円	
	准看護師の場合（週に1日）	3,800 円	
夜間・早朝訪問看護加算	夜間（18～22時）早朝（6～8時）	2,100 円	
深夜訪問看護加算	深夜（22～翌6時）	4,200 円	
緊急訪問看護加算★	月14日目まで	2,650 円	
緊急訪問看護加算★	月15日目以降	2,000 円	
乳幼児加算★		1,800 円	
		1,300 円	
機能強化型訪問看護管理療養費1★		13,230 円	
機能強化型訪問看護管理療養費2★		10,030 円	
訪問看護医療DX情報活用加算★	1月につき	50 円	
24時間対応体制加算★		6,800 円	
		6,520 円	
訪問看護ターミナルケア療養費1		25,000 円	

保険適用外	時間超過利用料（90分以上/週2回まで） 30分ごとに （長時間訪問看護加算が加算される場合は除く）	1,100 円	税込10%
	交通費	無料	
	（訪問1回につき）通常の事業の実施地域（藤岡市・神川町・本庄市児玉町） 上記以外	275 円	
	死後の処置料	11,000 円	

- ◆本人自己負担額は各保険負担割合により異なります。
- ◆上記料金（加算・減算）は料金一覧であり、すべて該当するわけではありません。
- ◆各保険改正等により上記料金表は変更される場合があります。